

桜井谷窯跡群 2-2号窯跡

豊中市教育委員会

■ 桜井谷窯跡群と2-2号窯跡について

豊中市と吹田市を中心に広がる千里丘陵には、古墳時代中期から奈良時代(約1600～1300年前)にかけて営まれた須恵器の窯跡が多数確認されています。このうち、豊中市北部の千里川上流域を中心とした窯跡のまとまりを桜井谷窯跡群と呼んでいます。現在までに40基ほどの窯跡が確認されていますが、住宅開発に伴って多くの窯跡が消滅し、現存しているのは5基程度です。

これまでの調査から、同窯跡群は古墳時代後期(6世紀)にピークを迎え、吹田市域の千里窯跡群と合わせた生産規模は、大阪府下では南部の泉北丘陵(堺市と和泉市の一部)に分布する日本最大規模の窯跡群である陶邑窯跡群に次ぐものであったとされており、同群の須恵器生産には中央政権が深くかかわっていた可能性が指摘されています。

2-2号窯跡は千里川西岸、永楽荘から続く丘陵上、標高60m前後の斜面地に築かれています。昭和52年(1977年)の範囲確認調査で、窯本体・灰原の現存が確認されていました。出土須恵器から本窯は古墳時代中期(5世紀)後半が操業の開始時期とみられ、桜井谷窯跡群成立期に営まれた窯の一つに数えられています。

■ 調査の内容

宅地造成工事に先立って行なった平成24年度の発掘調査では、窯本体とそれに伴う灰原(ゴミ捨て場)が確認されましたが、特筆すべき点として以下の4点が挙げられます。(※平成25年2月段階の所見に基づいています。)

- ① 窯本体(煙道部、焼成部、燃焼部、焚口)、前庭部(作業場)、灰原(ゴミ捨て場)など、須恵器窯の基本的要素の大半が良好形で残っていたこと。須恵器窯において、基本的要素の一部が残存する事例は数多く見受けられますが、ほぼ窯全体が残存することは非常に珍しいです。調査の結果、窯本体(煙道部～焚口)の全長は9.6m、床面の幅は焼成部で2m程度、燃焼部で約1mでした。前庭部の規模は長さ(南北)約3m、幅(東西)約4mであり、その斜面下から扇形に灰原が広がっていました。
- ② 焼成部の天井の一部が原形をとどめていたことなど、窯本体の残り具合がきわめて良好であり、当時(6世紀前葉)の須恵器窯の構造が具体的に明らかにできたこと。本窯焼成部における天井の高さが1.4～1.6mであったことから、この結果に基づいて窯全体における作業空間の復元が可能になりました。
- ③ 天井の一部が崩落したことにより、本窯は生

産を中止し放棄されたと推定されますが、完成まであと一息という段階の杯身・杯蓋、甕などが窯体内に窯詰めされたまま残されたことで、一回当たりに焼成される須恵器の種類や数量、窯詰めの方法など、6世紀前葉における焼成技術の詳細が明らかにできること。なお、窯詰め状態が確認された窯は、市内では2-23号窯跡(永楽荘4丁目)に次いで2例目です。大阪府下においても陶邑窯跡群と同様の事例は少数例確認されていますが、市内における2例が稀有な事例であることには変わりありません。

- ④ 窯本体の西側に幅約2m、長さ14m程度の人為的につくられた平坦地が確認されたこと。平坦地は窯本体と隣接する位置にあり、見つかった須恵器の特徴から2-2号窯とほぼ同じ時期に営まれ、作業スペース又は須恵器の粘土を採掘する場所であった可能性が考えられます。

■ まとめ

2-2号窯は桜井谷窯跡群成立期の窯(5世紀後半)として周知されていましたが、窯詰め状態の須恵器によって本窯が6世紀前葉まで営まれていたことが判明しました。

6世紀に入って急成長を遂げる桜井谷窯跡群。2-2号窯はその端緒に位置づけられ、同群の急成長の背景を把握するうえでも重要な窯であることがわかってきました。同群が急成長する背景には何があったのでしょうか。これには古墳時代の政権交替、6世紀代に淀川一帯を拠点に新たな王権をうち立てた継体天皇の登場が考えられます。新たな王権は、急増する須恵器の需用にこたえるために、桜井谷の窯業生産地を戦略的に活用した可能性がります。



桜井谷2-23号窯跡(市指定文化財)

桜井谷窯跡群 2-2号窯跡

現地説明会資料

2013(平成25)年3月2日

豊中市教育委員会 地域教育振興室

〒561-8501

大阪府豊中市中桜塚3丁目1-1

Tel 06-6858-2581

